

防整技第8233号
令和4年4月26日

各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長 殿

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

土壌調査における積算の試行について（通知）

標記について、令和4年5月1日以降に入札公告を行う調査業務から当分の間、別紙により試行することとしたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課長、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供施設計画官、地方協力局環境政策課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛装備庁長官官房会計官

土壌調査業務の積算の試行について

1. 目的

本件は、当省における土壌調査業務の積算方法の統一を図ることを目的に一般調査業務費の積算については、国土交通省が定める設計業務等標準積算基準書及び設計業務等標準積算基準書（参考資料）（以下「基準書」という。）に基づき算出するものとする。

なお、基準書に該当する項目がない場合は見積を採用することとする。

2. 適用範囲

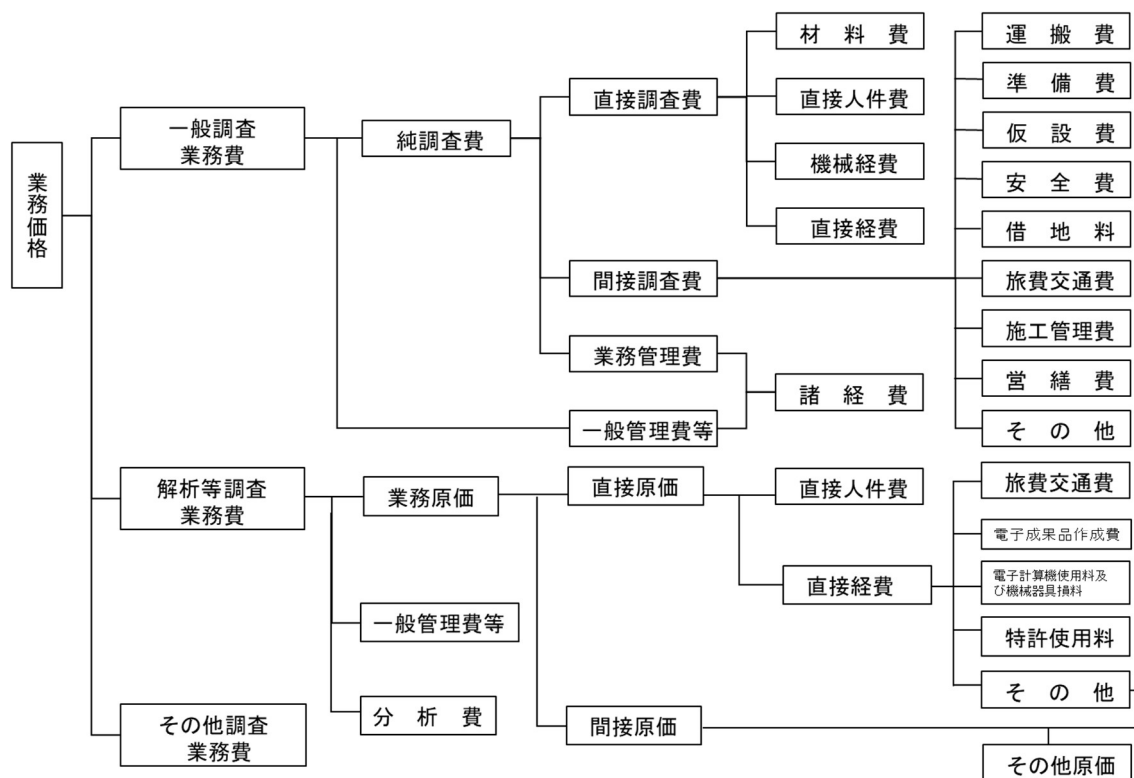
ここでいう土壌調査とは、対象となる土地の土壌、土壌ガス、地下水を採取・分析し、土壌及び地下水が環境基準値を上回っていないか解析するための調査に適用する。

3. 基準書の適用範囲

基準書に基づく積算は、「第2編地質調査業務」及び「第3編土木設計業務」並びに（参考資料）「第3編地質調査業務」及び「第4編土木設計業務等」を適用する。

4. 土壌調査業務費

4-1. 土壌調査業務費の構成



4－2．土壤調査業務費構成費目の内容

(1) 一般調査業務費

一般調査業務費は、機械ボーリングを用いて地質状況の把握を行う単純な地質調査である。

1) 純調査費

(イ) 直接調査費

直接調査費は、当該業務に必要な経費のうち、次のイ) からニ) までに掲げるものとする。

イ) 材料費

材料費は、調査を実施するのに要する材料の費用である。

ロ) 直接人件費

業務に従事する者の人件費である。なお、名称およびその基準日額等は別途定める。

ハ) 機械経費

調査に必要な機器の損料又は使用料とし、各調査の種別ごとに積算し計上する。

ニ) 直接経費

① 電子成果品作成費

電子成果品作成に要する費用を計上する。

② 特許使用料

特許使用料は、契約に基づき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。

③ 水道光熱電力料

水道光熱電力料は、当該調査に必要となる電力、電灯使用料及び用水使用料とする。

④ 地質情報データベースに登録するための検定費

地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。

(ロ) 間接調査費

間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次のイ) からリ) までに掲げるものとする。

イ) 運搬費

機械器具の運搬は、機械器具および資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用を計上する。

ロ) 準備費

準備及び跡片付け作業（資機材の準備・保管、ボーリング地点の位置出し、資材置き場と作業場所に係る伐開除根及び整地、跡片付け、各種許可・申請手続き等）、搬入路伐採等に要する費用を計上する。

ハ) 仮設費

ボーリングのやぐら、足場設備、揚水設備場、足場の設置撤去、機械の分解解体、給水設備、仮道及び仮橋等の設備に要する費用とし、必要な額を計上する。

ニ) 安全費

安全費は、業務における安全対策に要する費用である。

ホ) 借地料

特に借上げを必要とする場合等に要する費用を計上する。ただし、営繕費対象の敷地については借地料を計上しない。

ヘ) 旅費交通費

当該調査に係る旅費・交通費を計上する。

ト) 施工管理費

出来高及び工程管理写真等に要する費用を計上する。

チ) 営繕費

大規模なボーリング等で必要な場合に限り営繕に要する費用を計上する。

リ) その他

伐木補償、土地の復旧など必要な費用を計上する。

(ハ) 業務管理費

業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

なお、業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。また、業務管理費は諸経费率算定の対象としない。

2) 一般管理費等

当該調査を実施する企業の経費で、一般管理費及び付加利益である。

(イ) 一般管理費

一般管理費は、当該調査を実施する企業の当該調査担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、

保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該調査を実施する企業を継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払い保証料、その他の営業外費用等を含む。

(2) 解析等調査業務費

解析等調査業務費は、一般調査業務による調査資料に基づき、解析、判定、工法選定等高度な技術力を要する業務を実施する費用であり、分析で得た資料の解析等取りまとめを行う。

1) 業務原価

(イ) 直接原価

イ) 直接人件費

直接人件費は、業務に従事する者の人件費である。

ロ) 直接経費（積上計上分）

a 旅費交通費

b 電子成果品作成費

c 電子計算機使用料及び機械器具損料

d 特許使用料 等

ハ) 直接経費（積上計上するものを除く）

直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする

なお、特殊な技術計算、図面作成等の専門業に外注する場合に必要となる経費、業務実績の登録等に要する費用を含む。

(ロ) 間接原価

イ) 間接原価

当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費とする。

※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。

2) 一般管理費等

(イ) 一般管理費

一般管理費は、建設コンサルタント等の当該業務担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用

水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含む。

(ロ) 付加利益

付加利益は、当該業務を実施する建設コンサルタント等を、継続的に運営するのに要する費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部留保金、支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用等を含む。

3) 分析費

(イ) 土壌分析費

土壌に含まれる汚染物質の含有量試験及び溶出試験にかかる費用を計上する。

(ロ) 水質分析費

地下水に含まれる汚染物質の水質分析にかかる費用を計上する。

(ハ) その他分析費

当該調査において、上記(イ)及び(ロ)以外に必要な調査費用があれば、これにかかる費用を計上する。

(3) その他調査業務費

その他調査業務費は、一般調査業務を行うために必要な調査にかかる費用であり、次のうち1)から4)までに掲げるものとする。

1) アスベスト調査

既設構造物にアスベストが含まれる可能性がある場合に、アスベスト調査に係る費用を計上する。

2) ガス調査

対象土壌にガスが含まれている可能性がある場合に、ガス調査に係る費用を計上する。

3) 磁気探査

対象土壌に不発弾が含まれている可能性がある場合に、磁気探査に係る費用を計上する。

4) その他調査費用

当該調査において、上記1)から3)まで以外に必要な調査費用があれば、これにかかる費用を計上する。

(4) 消費税相当額

消費税相当額は、消費税相当分とする。

4－3．土壤調査業務の積算方法について

土壤調査業務費は、次の積算方法によって積算する。

(1) 土壤調査業務費

$$\text{土壤調査業務費} = \{ (\text{一般調査業務費}) + (\text{解析等調査業務費}) + (\text{その他調査業務費}) \} + (\text{消費税相当額})$$

1) 一般調査業務費

$$\text{一般調査業務費} = \{ (\text{直接調査費}) + (\text{間接調査費}) \} \times \{ 1 + (\text{諸経費率}) \}$$

2) 諸経費

一般調査業務費に係る諸経費は、基準書「第2編 地質調査業務」別表第1に基づき算出する。

3) 解析等調査業務費

解析等調査業務費に係る直接人件費及び直接経費に含まれる旅費交通費については、見積価格を採用する。電子成果品作成費は基準書「第3編 土木設計業務」第3節 電子成果品作成費に基づき算出する。

$$\text{解析等調査業務費} = \{ (\text{直接人件費}) + (\text{直接経費}) + (\text{その他原価}) + (\text{一般管理費等}) + (\text{分析費}) \}$$

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \alpha / (1 - \alpha)$$

※ α は業務原価（直接経費の積上計上分を除く）に占めるその他原価の割合であり、35%とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \beta / (1 - \beta)$$

※ β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、35%とする。

4) その他調査業務費

その他調査業務費に係る積算は、見積価格を採用する。また、諸経費は、見積に含めるものとする。

$$\text{その他調査業務費} = \text{見積価格}$$

4－4．設計変更の積算

業務委託の変更は、当初積算価格を基にして次式により算出する。

$$\begin{array}{l} \text{業 務 価 格} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} = \text{変更積算価格} \times \frac{\text{直前の委託金額}}{\text{直前の積算価格}}$$

$$\begin{array}{l} \text{変更業務委託料} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} = \begin{array}{l} \text{業 務 価 格} \\ \text{(落札率を乗じた額)} \end{array} \times (1 + \text{消費税率})$$

- (注) 1. 変更業務委託料は、当初積算価格を基に当初設計と同一方法により積算する。
2. 直前の委託金額、直前の積算価格は、消費税相当額を含まない額とする。
3. 設計変更における単価については、以下の場合において新単価(変更指示時点単価)により積算するものとする。
- ・当初業務履行予定地から独立した区間の数量変更があった場合
 - ・当初業務では想定されなかった新規項目が追加された場合

5．積算の採用単価について

5－1．一般調査業務費

- (1) 一般調査業務費に使用する作業に係る単価については、発注時点の建設物価及び積算価格(以下「物価誌」という。)に掲載されている価格の平均を採用する。また、平均価格に補正が必要な場合は、基準書に基づき補正係数を乗じることとする。
- (2) 上記(1)に掲載のない項目については、見積を採用するものとする。なお、見積を採用する場合は、5社以上から徴取し、見積価格の最上位及び最下位を除外した残り3社以上の平均価格を採用するものとする。ただし、5社以上から見積を徴取することが難しい場合はこの限りではない。
- (3) 一般調査業務費における労務単価は、発注時点の設計業務委託等技術者単価を使用することとする。
- (4) 施工管理費及び営繕費については、基準書に基づき算出する。
- (5) 旅費交通費の費用については、「防衛省所管旅費取扱規則(平成18年防衛庁訓令台109号)」によるものとする。

5－2．解析等調査業務費

- (1) 解析等調査業務費に使用する業務原価及び間接原価に係る単価については、見積を採用するものとする。
- (2) 上記(1)に係る見積の徴取は、5社以上から徴取し、見積価格の最上位及び最下位を除外した残り3社以上の平均価格を採用するものとする。ただし、5社以上から見積を徴取することが難しい場合はこの限りではない。
- (3) 解析等調査業務費に使用する分析費に係る単価について、10検体までは発注時点の物価誌に掲載されている価格の平均を採用する。
- (4) 10検体を超える場合、または物価誌に項目が掲載されていないものについては、見積を採用するものとする。なお、見積を採用する場合は、5社以上から徴取し、見積価格の最上位及び最下位を除外した残り3社以上の平均価格を採用するものとする。ただし、5社以上から見積を徴取することが難しい場合はこの限りではない。
- (5) 一般調査業務費における労務単価は、発注時点の設計業務委託等技術者単価を使用することとする。

5－3．その他調査業務費

- (1) その他調査業務費の単価については、諸経費を含め見積を採用するものとし、5社以上から見積りを徴取し、見積価格の最上位及び最下位を除外した残りの3社以上による平均価格を採用する。ただし、5社以上から見積を徴取することが難しい場合はこの限りではない。
- (2) 調査対象地点の撤去・復旧に必要な費用は、土木工事積算価格算定要領及び土木工事標準歩掛に基づき経費を含め算出するものとする。
- (3) 地歴調査が必要な場合、諸経費を含め見積を採用するものとする。
なお、見積を採用する場合は、5社以上から徴取し、見積価格の最上位及び最下位を除外した残り3社以上の平均価格を採用するものとする。
ただし、5社以上から見積を徴取することが難しい場合はこの限りではない。
- (4) 打合せ費用については、基準書に基づき計上するものとする。